

 **経営者向け情報提供**

**２０１９年２月２２日**

**有給休暇5日取得など働き方改革法への対応の準備を進めてください！**

働き方改革法が2019年4月1日から順次、施行されます。働き方改革法の要点は、以下のとおりです。すべての事業所にとって、一定の従業員に年次有給休暇を年間5日以上取得させなければいけない点が、最優先です。

この機会に、人材採用・定着につながる働きやすい職場を実現するため、業務やシフトの見直しを考えてはいかがでしょうか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | いつから？ | 対象は？ | 内容・課題 |
| 年次有給休暇取得促進 | 2019年4月～ | すべての事業所。10日以上有休付与の労働者。 | 有給休暇を5日以上取得させなければいけない⇒有給休暇の取得状況の管理と、年初に有休取得計画を提出させるなどの対策が必要。 |
| 時間外労働上限規制 | 2019年4月～ | 中小企業2020年4月～。管理監督者は除く。 | 月45時間、年360時間を原則とし、特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間を限度。 |
| 勤務間インターバル制度 | 2019年4月～ | 努力義務 | １日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間を確保。 |
| 同一労働同一賃金 | 2020年4月～ | 中小企業2021年4月～。 | 介護付きﾎｰﾑ News Letter 2018 Autumn Vol.83 5ページ参照。（会員専用HPから閲覧可） |

**成年後見制度の「本人情報シート」への記入を求められます**

成年後見制度利用促進基本計画（2017年3月）を踏まえ、福祉関係者が有する本人の生活状況等に関する情報を医師に伝えるためのツールとして「本人情報シート」の書式が作成され、2019年4月から運用が開始されます。

今後、成年後見を申し立てる入居者・ご家族から、各ホームにおいて「本人情報シート」への記入を求められます。介ホ協ホームページに様式・手引き等を掲載しましたので、ご確認ください。また、最高裁判所事務総局から、以下の点について確認しましたので、ご参照ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 本人情報シートの記入は、法的な義務か。 | 運用上の改善。本人の判断能力等を的確に判断するため、できる限りご協力してほしい。なお、提出が難しい場合には、本人情報シートを提出することなく、成年後見の申立ては可能。 |
| 記入に当たって資格は必要か。 | ケアマネジャー等を想定しているが、特に記入資格は設けていない。本人の生活状況全般をよく知る福祉担当者に記入してもらいたい。 |
| 家族から記入を求められたが、本人の同意は必要か。 | 個人情報の提供に関して適用される法令は、作成者の立場により様々であるため、適用される法令に沿った情報の取扱いを行っていただきたい。＊ |
| 本人情報シートの記入の手数料を徴収してよいか。 | 作成依頼を受ける際に依頼者との間で調整していただきたい。「手数料を徴収してはならない」という決まりはない。 |
| 本人情報シートの記入に関する責任は発生するか。 | 本人情報シートを補助資料として、医師が診断書を作成し、診断書と本人情報シートを踏まえ、家庭裁判所が審判する。記載内容について、医師や家庭裁判所から問合せが入る可能性がある。 |

＊介ホ協注：原則として、法的な根拠がない第三者提供に当たるため、個人情報保護法に基づき、本人の同意が必要と考えられます。

発行：一般社団法人全国介護付きホーム協会事務局

TEL : 03-6812-7110　FAX : 03-6812-7115　E-mail：info@kaigotsuki-home.or.jp